

## 「体育学研究」投稿規定

1. 一般社団法人日本体育学会（以下「本学会」という）定款第4条(2)に定められた学会誌（「体育学研究」）発行の事業を行うため、本規定を設ける。
2. 「体育学研究」（以下「本誌」という）には、本学会の会員と非会員とを問わず、論文を投稿することができる。「体育学研究」編集委員会（以下「本委員会」という）は論文を依頼することができる。（論文の掲載費用については第20条を参照）
3. 論文の種類は総説、原著論文、実践研究、事例報告、研究資料、書評、内外の研究動向、研究上の問題提起、論評のいずれかとする。投稿論文は体育学研究領域における完結した未発表のものであり、他誌に投稿中でないものに限る。ただし、日本体育学会大会等における口頭発表やその資料の内容を充実させた論文、あるいは各種研究助成金の交付を受けた研究をまとめた論文は、投稿することができる。
4. 3.で規定する論文の他に、「International Journal of Sport and Health Science」に掲載されたものについては、以下に示す要件を満たした場合、二次出版（secondary publication）として認める。なお、ここでいう二次出版とは、「International Journal of Sport and Health Science」に掲載された英文論文を、「体育学研究」に和文論文として投稿し、掲載されることである。
  - 2) 投稿に際して、双方の編集委員会の許可を得ること。
  - 3) オリジナルとなる英文論文がJ-Stage上の「International Journal of Sport and Health Science」に、オンラインによる早期公開されてから1週間以上経過してからの投稿であること。
  - 4) 初出版論文の目的や結果、考察が正確に反映されていること。
  - 5) 二次出版論文のタイトルページの脚注には、オリジナルとなる英文論文の著者、タイトルなどの文献情報を詳細に記載すること。なお、二次出版の対象論文は「International Journal of Sport and Health Science」が初版（2003年3月以降）されてからのもの全てを対象とする。
5. 投稿論文における使用言語は日本語とし、計量単位は原則として国際単位系（SI）とする。
6. 投稿論文の原稿はワードプロセッサで作成するものとし、A4判横書き、原則として、全角40字30行のページ設定とする。原稿は、本委員会が別に定める「投稿の手引き」に従って作成する。
7. 投稿論文原稿の投稿規定文字数（スペースを含める）は次の通りとする。図表および動画を含める原稿と、それらを含めない原稿とで、規定文字数は異なる。なお、査読における修正変更により、受理後に規定文字数を超える場合には、超過掲載に要する費用は投稿者が負担する。
  - 2) 原著論文、実践研究、事例報告、研究資料については、図表および動画を含める場合、英文抄録およびその和訳を除き、本文、引用文献、注等を含めて全角24000文字以内とする。図表および動画を含まない投稿原稿の場合は全角29000文字以内とする。
  - 3) 総説は、図表および動画を含める場合、英文抄録およびその和訳を除き、本文、引用文献、注等を含めて全角32000文字以内とする。図表および動画を含まない投稿原稿の場合は全角37000文字以内とする。
  - 4) 書評、内外の研究動向、研究上の問題提起、論評については、図表および動画を含める

場合、本文、引用文献、注等を含めて全角 4000 文字以内とする。図表および動画を含まない投稿原稿の場合は全角 9000 文字以内とする。

8. 投稿時の図表および動画は、原則として、その大きさが刷り上りと同様になるように作成し、図表の合計が刷り上り紙面のサイズ (B5) で 3 ページ以内とする。動画が冊子上で印刷される場合は表紙ページのみとなる。刷り上りの図表および動画の作成については、投稿の手引きを参照のこと。なお、査読における修正変更により、受理後に規定範囲を超えた場合、超過掲載に要する費用は投稿者が負担する。
  - 2) 図表は白黒を原則とする。
  - 3) 図表および動画の掲載に、カラー図表など特別の費用を要した場合には、その超過分を投稿者が負担する。
9. 図表および動画には、それぞれに通し番号とタイトルをつけ、本文とは別に番号順に一括する。図や表の挿入箇所は、本文中にそれぞれの番号を明記する。
10. 本文中での文献の記載は、原則として著者・出版年方式 (author-date method) とする。また文献リストは、本文の最後に著者名のアルファベット順に一括する。引用および注記の方法は、原則として、本委員会が別に定める「投稿の手引き」に従う。
11. 総説、原著論文、実践研究、事例報告、研究資料の原稿には、英語による 400 語以内の抄録を添える。同時に、英文抄録の和訳文を添付する。
12. 投稿論文のページには通し番号をつける。
13. 論文の作成に際して、被験者や被験動物の取り扱いについては、本学会の総会で採択した「研究者の倫理について (覚書)」を参照し、人権擁護・動物愛護の立場から十分注意するとともに、実際に配慮した点を論文中に明記する。
14. 公平な審査を期するため、謝辞および付記等は論文の受理後に書き加える。
15. 論文の投稿は、オンライン電子投稿とし、随時受け付ける。
16. 論文は本委員会による審査を受けるものとする。論文の掲載可否および掲載時期は、本委員会において決定する。
17. 投稿論文はオンライン受付日を論文の受付日とし、本委員会による掲載決定後、オンライン採択日を受理日とする。受理された論文は、本委員会が訂正を要求した箇所以外に、本委員会の承認なしに変更を加えてはならない。
18. 本委員会より訂正を求められた論文は 60 日以内に再提出することとし、60 日を超えて再提出された場合には新たに投稿された論文として受け付ける。
19. 本委員会において掲載が承認された論文は、電子ジャーナルとして公開された後、冊子として刊行される。
20. 電子ジャーナルおよび冊子に掲載が承認された投稿論文の著者が本学会会員の場合は、第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項および同条第 3 項を除いて、掲載に必要な費用を無料とする。
  - 2) 著者に非会員が含まれる場合は、投稿者が掲載に必要な経費を負担する。
  - 3) 掲載に必要な経費の負担については、本委員会が別に定める「論文掲載費の算出方法」による。
  - 4) 本委員会が投稿を依頼した論文の掲載費用は無料とする。
21. 公開される論文の著者校正は 1 回とする。著者校正の際、印刷上の誤り以外の字句の修正や、投稿原稿にない字句の挿入および図表の修正は認められない。
22. 冊子における論文の別刷を希望する投稿者は、著者校正の際に必要な部数を印刷会社に連絡する。ただし、この場合の経費は投稿者の負担とする。

23. 本誌に掲載された論文の著作権の一切（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、本学会に帰属又は譲渡されるものとする。ただし、論文の内容に関する責任は当該論文の著者が負う。

（注）上記のほか、詳しくは「投稿の手引き」を参照のこと。「投稿の手引き」は日本体育学会ウェブサイト（<http://taiiku-gakkai.or.jp>）に常時掲載されています。

「体育学研究」編集事務局  
TEL: 03-3481-2427, FAX: 03-3481-2428  
E-mail: [jjpehss@taiiku-gakkai.or.jp](mailto:jjpehss@taiiku-gakkai.or.jp)